

富士山森林認証グループ  
富士宮市  
森林管理方針書



2018年10月1日 認定

2019年8月8日一部変更



ふやそう富士山の認証森林!!! 富士宮市

## 基本理念

富士宮市は、富士山の豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林の育成を基本計画として、富士山の環境と景観に配慮した森林整備を進めてきました。

今後も大切な自然環境を守り育て、世界遺産である私たちの富士山の豊かな森林資源・湧水を未来に継承していくため、持続可能な森林経営に努めていきます。

## 基本方針

1. 適切な森林管理を持続することにより森林の健全性を保ち、水源涵養や自然災害に強い森林を目指します。
2. 地元林家の模範となる森林保育や「富士ヒノキ」銘柄化に向け、環境への配慮と経済性を併存した林業経営を積極的に行い、優良木材の生産に努めます。
3. 森林資源の有効活用と循環を推進し、自然環境に優しい森林づくりに努めます。
4. 森林施業モデル試験林等を整備し一般市民に森や木に触れ合う機会を提供し、また、視察等の受入れを行い林業先進地として全国に公開します。

この管理方針は一般に公開します。

平成 30 年 7 月 19 日

富士宮市市有林管理者  
富士宮市長 須藤 秀忠

# 富士宮市 森林管理方針

## (方針策定の目的)

この「管理方針」は、富士宮市が「持続可能な森林経営」を目指すことを目的として定められたものであり、以下5つの基本方針からなる。

I	管理運営の基本方針	・・・・・・・・	P-3
II	森林管理の基本方針	・・・・・・・・	P-6
III	生物多様性に配慮した施業の基本方針	・・・・・・・・	P-8
IV	環境保全についての基本方針	・・・・・・・・	P-11
V	社会的責務についての基本方針	・・・・・・・・	P-13

## (管理者の責務)

管理者及び施業を受託するすべての者が、関連する条約、国内外の法令、静岡県及び富士宮市の法令、条例その他の規定または基準等を遵守し、あわせて本方針に基づき積極的かつ誠実にその職務を遂行することにより、この目的の達成に努めることとする。

# I 管理運営の基本方針

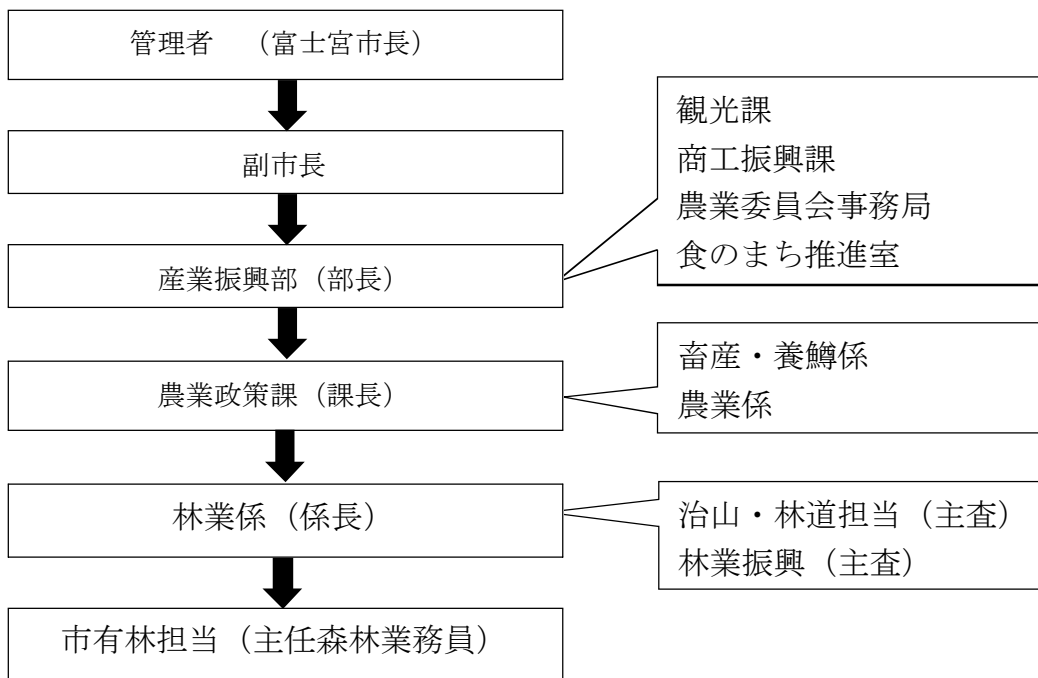
市有林の経緯は、町村合併に伴い面積を増加させ、現在 482.89ha 所有している。昭和 30 年以前には約 200ha の市有林が存在していた。昭和 30 年の富士根村合併、昭和 33 年の 4 カ村合併の際に、旧白糸村を除く各村の村有林の一部として約 300ha を編入した。後に、一部の市有林が広見養鶏団地や富士宮市清掃センター、最終処分場などに転用された。また、旧村有林のうち富士宮市に編入されなかったものは、財産区有林として現在に至っている。本市有林は町村合併の際に、その旧町村有林を受け継いできた。こうして市の基本財産となった森林資源の充実と循環を図り森林資源量の把握や生物多様性の評価を行い持続可能な森林管理の維持・改善に努めることで、森林の恩恵を地域へ還元していくことを目指す。

また、本市では地域の子どもたちの林業体験や視察者に対し市有林を開放しており、今後も地域住民や子どもたちが林業に興味・関心を持てるような取り組みを行うとともに、持続可能な森林管理のモデル地域として外部へ積極的に公開していく。

## 1. 管理体制

富士宮市の運営は図－1「富士宮市組織運営図」の執行体制により行う。

図－1 富士宮市運営組織図

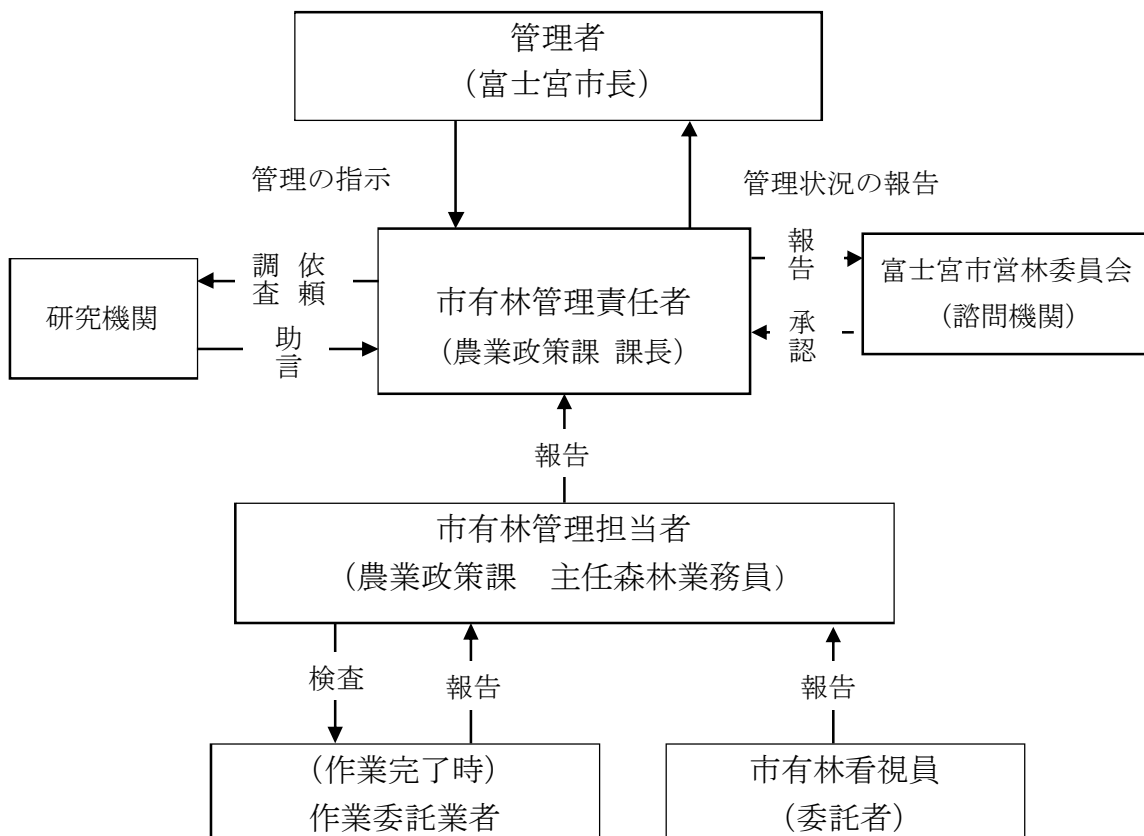


## 2. 森林管理の体制

富士宮市市有林の森林管理は、図一 2 「富士宮市モニタリング体制図」の執行体制によって実施する。

### (1) モニタリングの体制

図一 2 富士宮市モニタリング体制図



### (2) モニタリングの実施

① 管理担当者は作業を委託した業者に対し、「モニタリング調査仕様書」(別紙-1)に基づき作業が完了したときに行う検査時にモニタリング調査を実施させ、「作業完了時モニタリング報告書」(様式-1)により報告させる。

② 管理担当者は、報告を受けたモニタリング報告書について環境影響や計画に対する到達度を評価し、改善方法等について管理責任者へ報告・検討する。

③ 市有林看視員は、富士宮市の委託により市有林 25 ヶ所をパトロールし、毎月「市有林巡視簿」(様式-2)により管理担当者へ報告し、管理責任者へ報告する。

④ 管理責任者は、「モニタリング調査仕様書」に基づき、定点を設置し5年ごとに立木成長量と下層植生の状態を把握し、保育、間伐数量及び実施時期を検討する。

⑤ 管理責任者は、生物多様性に関するモニタリングを実施している研究機関との情報交換や助言を受け、また、必要に応じて調査を依頼し適切な森林管理に努める。

### 3. 業務執行体制

市有林の施業は基本的に指名競争入札による外部委託により実施する。指名競争入札で指名する事業者は富士宮市入札参加資格の要件を満たしている事業者に限る。管理責任者は契約の際に SGEC 森林管理認証の要求事項を十分に説明し、作業時の土壌・水資源への配慮や生物多様性等の環境保全に関する教育・指導を行い、富士宮市森林管理方針書に基づき作業が遂行されているか確認する。また、森林管理に関する研修会への参加や OJT 研修をとおして職員の職務能力の向上を図る。

### 4. 安全管理体制

持続可能な森林管理及び労働災害への対応のため、基本的に労働安全に関する管理体制が十分な事業者に作業を委託する。また、作業を受託した事業者は、社会保障への加入状況が分かる資料や安全日報、労働災害記録文書、安全教育実施記録、緊急連絡体制を明記した文書の提出を義務づける。労働災害が発生した場合には林災防の特別安全指導等の受講を促し報告を義務付ける。

なお、職員が労働災害等に遭った場合は、速やかに対応できるよう緊急連絡表を職員に携帯させる。

### 5. 森林認証材の普及

本市有林内で生産された木材は基本的に分別・表示システム認定事業者に出荷するものとし、それ以外の事業者に出荷する場合は非認証材として取り扱う。

認証材の普及については、静岡県森林組合連合会が策定した「SGEC 森林認証制度への具体的な取組みと方策」（参考資料）に積極的に協力し、森林認証材についての情報を山側から発信することにより、流域内の製材業者及び工務店等とのネットワーク構築を図りながら認証材の販路拡大に努める。また、認証取得による「富士ヒノキ」の環境ブランドを確立させ SGEC 森林認証材の普及に努める。

## II 森林管理の基本方針

本市は、日本一の標高差を持つことから豊かな森林がはぐくまれ、多様な植生と小動物の生息環境が形成されている。このような自然環境は本市固有の財産であるとともに、森林は林産物の生産だけでなく国土の保全、水源のかん養、自然・生活環境の保全等多面的な機能を発揮し地域住民の生活と深く結びついている。このような貴重な森林資源の現況として、本市総面積38,908haのうち森林面積は25,577haで総面積の66%を占めている。このうち、認証対象森林面積は413.64haでありヒノキを主体とした人工林面積が398.26haと大部分を占め、優良な人工林が形成されている。さらに、86%が40年生以上の林齢であることから、今後は森林の公益的機能の発揮を確保しつつ成熟した森林資源を積極的に活用し、若齢林分については、間伐や保育等の森林整備を充実させ林齢の平準化に努めることで、持続可能な森林管理を行う。

以上の方針から富士宮市市有林を大きく6つに分類し、それぞれの分類に適した森林管理を下記のとおり行う。

### 1. 管理計画

#### (1)標準的な人工林

「富士宮市森林整備計画」に基づく森林経営計画を策定して管理する。

#### (2)天然林

本市の認証対象森林の天然林面積は8.27haであり、人工林の中の植林不適地や急傾斜地に分布していることから、表土保全や隣接する森林の防風機能を果たす保護樹帯として保全し自然力による成長・更新を促す。主伐・更新が必要な場合は「富士宮市森林整備計画」に基づき実施するが、原則は自然の遷移に委ね管理する。

#### (3)複層林

通常時の林内照度が20%程度に保たれるよう、徐間伐等の整備を行う。伐採は下層木が3m以上の適当な時期に上層木を伐採する。下層木の育成に努め密度管理と保育を徹底し、上層木の伐倒の際には下層木の損傷をなるべく避けるよう、上層木を択伐する前に下層木の中で間伐予定木を選木しておき、他の下層木の損傷を最小限に留めるような作業方法をとる。

#### (4) レクリエーション・景観風致林

レクリエーション森林及び景観風致林は「富士宮市景観計画」及び「富士宮市都市計画マスタープラン」、「富士宮市森林整備計画」に基づき整備する。

市域の南部に位置する明星山から白尾山、羽鮒山、西ノ山にわたる緑地は市街地からの景観や自然に恵まれた都市環境を形成する貴重な空間であり、市民の憩いの場にもなっている。これらの丘陵に分布する森林を適切に管理し景観の維持や市民が安全に活動できる環境を整備する。

#### (5) 水辺林

市域に点在する湧水群や湧水池は水と緑の拠点であるため、その周辺の認証対象森林について水土保持や生態系維持のための適切な管理に努める。

また、標高差が大きいことからほとんどの溪流が枯沢となっているが土砂流出防止の観点から、溪流沿いは広葉樹を残し混交林化の誘導や伐採を規制して保全に努める。大根野の青沢溪流沿いは広葉樹林が広がり、バッファゾーンとして適切に管理することで生物多様性や野生動植物の生息域の保全に努める。

#### (6) 貴重な森林

「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」により、市内の保存樹・保存樹林に指定されている樹木や森林について適切に保存するための助成を行っている。

認証対象森林内で保存樹・保存樹林が指定された場合は所在地を図示し適切に管理する。また、地域のシンボルや良好な景観形成に寄与する林分、歴史的・文化的特性を表現している樹、ランドマークやアイストップに位置する樹木等については所有者の意見を聴収したうえで景観重要種として保全する。



### Ⅲ 生物多様性に配慮した施業の基本方針

森林を持続的に活用するためには生物多様性の保全や水土保持に配慮することが不可欠であり、それによって森林の生産力が維持される。従って、適期適切な枝打ちや徐間伐を行い林床に光を入れて下層植生の多様化を図るとともに、温湿度環境を良好に保ち小動物や微生物の生息密度を高めることで森林土壌の生産力の向上に努める。

皆伐は直射光や風、雨等により土壌構造が破壊され土壌流亡しやすくなるため極力避け、伐採・収穫を行う際は、木材生産だけでなく森林の多面的機能に配慮した施業を選択する。また、作業道については地形や地質、事業規模に応じて適切にルートを選定するとともに、工作物は現地の生物系資源を導入し、メンテナンスコストや環境負荷の抑制に努める。集材時は下層植生や林縁植生に配慮し野生動植物の攪乱が持続可能なレベルを超えることのないよう生息環境の維持に努める。さらに、野生動植物の採取について、不適切な活動が行われないようモニタリング等で監視・管理を行う。

#### 1. 管理計画

##### (1) 更新

更新方法、樹種、植栽本数は富士宮市森林整備計画に基づき実施する。

人工植栽について、苗木の種類は植えつける土地の条件を考慮し慎重に選択する。また、植付後に活着状況を確認し枯損部分には補植を行う。種子及び苗木は地域在来の物を使用するよう努め、森林動物の食害から苗木を守るための処置を必要に応じて行う。

##### (2) 保育

保育事業全般において、富士宮市森林整備計画に基づき実施する。

下刈り作業は「下刈り仕様書」(別紙-2)に基づき行う。除伐は造林木の成長を阻害する侵入木や形質不良木を除去するが、造林木の成長に支障のない広葉樹は残す。枝打ちは優良材生産を目的として行うが、枯れ枝から入る害虫の防除や林内への採光についても考慮して実施する。また、除伐した木は林内に放置されることがないように有効利用を検討する。

##### (3) 間伐

間伐については、「間伐仕様書」(別紙-3)に基づき実施する。

#### (4) 伐採・収穫

伐採・収穫は富士宮市森林経営計画に基づき計画的に行う。林地の保全や環境保護、森林の公益的機能を考慮し大面積皆伐は原則行わないこととする。また、伐採・収穫後の景観への配慮として、公道及び林道周辺並びに林縁部には天然樹木を残す。林内の広葉樹・雑木については森林の公益的機能の維持や生態系の多様化に寄与することから、作業の支障にならない程度に保残する。また、営巣木として価値のある立木や、昆虫・鳥類の餌として価値のある枯木・空洞木・倒木は危険のない範囲で保存し、生息環境の改善に努める。伐木造材方法については、「素材生産仕様書」(別紙-4)に基づき実施する。

#### (5) 林道及び作業道の開設

林道・作業道の開設にあたっては、「森林作業道仕様書」(別紙-5)に基づき設計し、路網の選定や開設作業は貴重な動植物の棲息や土地・地形に配慮して線形・施工する。また、以下の環境配慮事項を遵守する。

- ① 法面の維持や路面排水処理等は、人工構造物の使用は極力避け、可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用し自然への負荷を軽減するとともに、残土や根株については溪流に流れ込まないように適切に処理する。
- ② 学術的・文化的・歴史的に価値の高い森林や自然性の高い森林、湿地林等への線形計画は行わない。

#### (6) 集材・搬出

集運材・土場桧積作業については「素材生産仕様書」(別紙-4)に基づき、路網の配置や集材距離等から最も効率の良い方法を選択して実施する。

集運材時は地表面の保護や土砂流出防止など環境負荷を最小限に抑えるよう留意する。また、林内作業車による搬出で路面及び林内の表土に大きな損傷を与えないように配慮し、作業終了時には点検を行い、圧接され裸地になったところへは枝条等で被覆し林地の保全に努める。

使用したワイヤーロープ等の資材については林地に放置することなく、必ず持ち帰り適正な処理を行う。

#### (7) 重要種・貴重な動植物及び絶滅危惧種の保護

市内に棲息又は生育している希少な野生動植物を保護するため、守りたい静岡県の野生生物レッドデータブックにより市内に生息する可能性がある「重要種・貴重な動植物および絶滅危惧種のリスト」（別紙-8）を常備している。また、静岡県希少野生動植物保護条例及び富士宮市自然環境の保全及び育成条例により「特定希少野生動植物」（別紙-8）を指定保護している。富士宮市条例では、「自然環境保全活動団体」2団体を承認し、保護活動を支援している。また、リストに掲載されている動植物を管理関係者がそれらを発見した場合は、「重要動植物の発見報告書」（様式-3）で報告させ地図に印す。

#### (8) 外来種の取扱い

外来種の人為的導入は原則行わない。また生物多様性への影響が懸念される外来種の発生や棲息状況については、モニタリングにより注意深く監視し必要に応じて駆除する。林道の法面への種子吹付剤等で外来種を導入する際は、県及び関係機関と協議し慎重に検討するとともに、導入時はその影響を監視し適切に管理する。

## IV 環境保全についての基本方針

長い地球の歴史を通して様々な生態系が作り出した化石燃料が、極めて短期間の人間活動によって使い果たされようとしている。また、地球温暖化の要因である大気中の二酸化炭素濃度の上昇やオゾン層破壊も人間活動が引き起こしているものであり、土地開発や違法伐採等による森林の破壊は最たるものである。こうした環境問題や環境保全のために森林とどのように向き合っていくかが森林を所有し管理する我々の使命である。

本市では、森林による二酸化炭素の排出を抑制するために、若齢段階から成熟段階における森林については適切な森林整備をとおして炭素貯蔵量のレベルを高める。また、炭素貯蔵量が安定する老齢段階における森林は積極的に素材生産を行い、間伐材や林地残材等含めた素材をできるだけ長く様々な用途で有効利用し炭素固定に努める。

森林内での作業においても、使用する林業機械等は二酸化炭素排出の抑制を意識し、燃料やオイル・薬剤の使用に際しては、土壌や水質汚染がないよう細心の注意払う。

### 1. 林地残材の有効利用

森林の管理・整備により出た林地残材や未利用間伐材については、可能な限り下記の用途で利用し、炭素固定が永続する形での有効利用に努める。

- ア. ベンチ・テーブル
- イ. 案内板
- ウ. 治山工事の工作物
- エ. 林道及び作業道作設・補修の資材
- オ. イベント用の木工品

### 2. 二酸化炭素排出抑制

林業機械の不要なアイドリングを禁止する旨を作業委託事業体へ徹底させ、安全で効率的な作業を行うことで機械の排気ガスによる大気汚染の軽減に努める。

### 3. 燃料・オイルの管理

燃料・オイルの取扱いについては土壤汚染や水質汚濁を引き起こさないよう、「オイル・燃料・薬剤管理マニュアル」（別紙-6）に従って適切に管理する。

また、委託業者との契約において「オイル・燃料・薬剤管理マニュアル」を添付し、適正な使用及び保管について義務づけ、廃棄物の放置等不届きな事項が見受けられた場合は嚴重注意し、悪質な場合は指名停止とする。

### 4. 林業薬剤の管理

管理者は林業薬剤の使用及び保管は行わない。

委託業者との契約時に「オイル・燃料・薬剤管理マニュアル」を添付し、適切な保管を義務付け、認証森林内においては、生物多様性や水土保持に配慮し、必要最低限の使用に留めることとする。危険有害性化学物質を取扱う委託業者が 640 物質の化学物質を含む製品を所有している場合は、SDS(安全データシート)の提出を義務付ける。

### 5. 森林被害・森林火災の予防

林野火災の予防については富士宮市森林整備計画に基づく「林野火災予防マニュアル」（別紙-7）に従い適切に実施するとともに、森林被害発生 の報告については「市有林緊急時被害報告」（様式-4）を管理責任者へ提出する。また、山林及び林道パトロールを実施し、毎月「市有林巡視簿」を管理責任者へ提出することで、林野火災の原因となるものや状況について把握する。

### 6. 不法投棄及びゴミの処理

委託事業者の廃棄物の放置等不届きな行為を発見した場合は嚴重に注意し、悪質な場合は指名停止とする。また、管理森林内に不法投棄が発見された場合は速やかに担当課へ報告し処理を依頼する。

## V 社会的責務についての基本方針

地域住民の生活環境や自然環境を支えるためには、森林生態系サービスや森林の多面的機能の発揮が不可欠であり、それは決して山側の人たちだけでできることではない。消費者等の一般市民へ森づくりは木材生産のためだけではなく、森林の多面的機能を高め地域社会に恩恵を与えていることを認識してもらうために、一般市民に森林と触れ合う機会を提供する。また、県内外からの視察を積極的に受け入れ富士宮市の森林づくりについて広く情報を発信する。

### 1. 情報の公開

富士宮市ホームページにおいて、森林管理方針書及び認証対象森林に関連する資料を原則公開する。

### 2. 市有林の公開

市民や研究機関への市有林の公開やフィールドの提供は、調査・研究に積極的に協力するとともに、使用申請書の提出及び市有林管理者からの使用許可書の発行をもって承認するものとする。

### 3. 環境教育

一般市民や子どもたちが自然にふれあうための教育やイベントを定期的に行い、開催情報やイベントの記録を市のホームページで公開する。

### 4. 個人情報管理

個人情報の取扱いについては「富士宮市個人情報保護規定」を課に常備し、規定に遵守して取扱う。

### 5. 利害関係者の把握

市有林の管理にあたる関係者を常に把握し、「利害関係者リスト」（別紙-9）に記録するとともに、必要に応じて連絡調整を取り合う。

### 6. 苦情処理対応

外部からの問合せや意見については「苦情処理の記録簿」（様式-5）により記録し、管理責任者へ報告・相談のうえ適切に対応する。